

富山大学公開講座規則

平成17年10月1日制定
平成20年4月1日改正
平成20年7月22日改正
平成24年11月13日改正
平成26年6月24日改正
平成27年4月1日改正
平成29年10月11日改正
令和元年10月1日改正
令和2年3月24日改正
令和2年10月27日改正
令和3年3月30日改正
令和5年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第97条第2項の規定に基づき、富山大学（以下「本学」という。）が開設する公開講座に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公開講座は、本学の教育・研究の成果を広く社会に開放するとともに、体系的のある独自のカリキュラムを開発・提供することにより、地域社会の教育文化の向上に資することを目的とする。

(種類)

第3条 本学が開設する公開講座の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般公開講座 一般の市民を主たる対象とする講座
- (2) 特別公開講座 専門職業人を主たる対象とする講座

(開設)

第4条 公開講座は、富山大学地域連携推進機構が企画及び立案し、その実施にあたる。

(講師)

第5条 公開講座の講師は、本学の教員とし、学長が命ずる。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者を講師として委嘱することができる。

(修了)

第6条 公開講座において、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(受講料等)

第7条 公開講座の受講料は、原則として当該公開講座の第1回目を開講するまでに徴収し、既納の受講料は、還付しない。ただし、本学側の事由により講座を中止した場合は、その限りでない。

2 受講料の額は、別表のとおりとする。

(事務)

第8条 公開講座に関する事務は、研究推進部社会貢献課及び五福高岡地区事務部芸術系総務・学務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 27 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条第2項関係）

1 講座当たり時間数	公開講座受講料
5時間以下	5,300円
5時間を超え10時間以下	6,300円
10時間を超え15時間以下	7,300円
15時間を超え20時間以下	8,300円
20時間を超え25時間以下	9,400円
25時間を超え30時間以下	10,400円
30時間を超え35時間以下	11,400円
35時間を超え40時間以下	12,400円
40時間を超え45時間以下	13,500円
45時間を超え50時間以下	14,500円
50時間を超え55時間以下	15,500円
55時間を超え60時間以下	16,500円
60時間を超え65時間以下	17,600円
65時間を超え70時間以下	18,500円
70時間を超え75時間以下	19,500円
75時間を超え80時間以下	20,500円
80時間を超え85時間以下	21,600円
85時間を超え90時間以下	22,600円
90時間を超え95時間以下	23,600円
95時間を超え100時間以下	24,700円
100時間を超え105時間以下	25,700円
105時間を超え110時間以下	26,700円

※1 小学生，中学生，高校生及び富山県内の高等教育機関に在学している学生（本学学生は除く。）の公開講座の受講料は，上表の額の2分の1とする。

※2 本学学生の公開講座の受講料は無料とする。